

裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年6月2日開催分）

司会者：本日はお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、裁判員経験者との意見交換会を始めたいと思います。

本日の司会を務めます野口卓志と申します。

裁判員制度が施行されてから8年が経過しました。この8年間、裁判所も、もちろん検察庁も弁護士会も、裁判員の方の御意見も聞きながらいろいろ工夫をしてきたところですが、その運用を工夫する一番の手がかりというのが、裁判員を実際に経験された方の御意見です。そういう意味で、今日の意見交換会の場というのは、裁判員を実際に経験された方のお話を直接聞くことができる非常に貴重な機会だと思っております。また、今後の運用に活かしていきたいと思っておりますので、率直な御意見をいろいろお聞かせいただければと思っております。

今日は検察庁や弁護士会、それから裁判所からもう一人出席しておりますので、まずは自己紹介をしていただきます。

杉田検察官：検察官の杉田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

安田弁護士：大阪弁護士会の所属の弁護士の安田と申します。よろしく申し上げます。

裁判員裁判は、これまで何度か経験があります。我々は事件に関する証拠を直接見たりして、それを、判断する裁判官、裁判員の方に伝えるという役割があるんですけども、法廷でいろいろ活動して伝えるという行為をやって、それが実際にどのような形で伝わるのかということについて、なかなかフィードバックを得られる機会がないので、今回御意見を伺える機会ということで非常にありがたいと思っております。また率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

谷口裁判官：裁判官の谷口と申します。

これまでそれほど裁判員裁判に関わったことはないんですけども、裁判員

の方々と一緒に取り組み、お話しすることで、いろいろと勉強させていただいております。本日は、さまざまな事件の審理に関わられた裁判員経験者の方々から御経験や御感想を聞かせていただくのを楽しみにしておりました。よろしく願いいたします。

司会者：では裁判員経験者1番の方から、簡単な自己紹介と、御担当された事件の概要を簡単にほかの方にも説明していただきながら、裁判員としての経験、感想をお聞きしたいと思います。では1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者1：年齢70代にして初めてこういうことに参加させていただきまして、担当した事件は、一人の人を拉致監禁し、お金を奪ったという事件でした。参加している皆さんの御意見を聞くうちに、一つの事柄に関し、あらゆる角度から見つめて判断をすることは今までになく、参加させていただいて良かったなと思っております。その後、皆さんどうしているのかな、映画の一場面に出てくるようなことを頭の中でイメージしながら、裁判員裁判に関して時々テレビで、あんなこともあったのか、こんなこともあったのかっていう思いをしてはいるんですけども、皆さん大変な思いをしてるんだなって。でもこういうことに参加させていただいて本当に良かったと思っております。

司会者：ありがとうございます。では2番の方、お願いいたします。

裁判員経験者2：担当した事件は、ざっと言えば、被害者が他人と間違われて刺されたという事件でした。率直な意見としては、誰のための裁判になるのかな、量刑なのかなと思いました。この経験をさせてもらって良かったかなと思います。また、テレビを見ながら、いろいろな判決があるにしても、これは軽いとか、何でそんなふうになったのかなっていう、ちょっと違う目で見えるようになって、裁判員の人もいろいろな苦しみがあったんだろうなと思っております。また、社内でも広報というか、一回やってみたらと人に勧められるぐらいのことは経験できたんだなと思いました。

司会者：ありがとうございます。

もしよろしければ、誰のための裁判なのかなというのは、どういうことをお

考えになったんでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。被害者の立場では、そのときの傷は癒えたんですけども障害が残ったと。また被告人の立場では、そんなつもりはなかったのにその人を刺してしまったと。それで障害が残ったのに、被告人はその刑を満了したら出てきて、五体満足で生活を送る。被害者の人はずっと障害が残ってまともに働けない。その辺りのギャップですよ。また被告人は貧困のため、出所しても被害者の人に補償はできない。単にそれを懲役何年で区切ってしまってもいいのかなという、個人的には矛盾というか、その辺りの思いがちょっと頭の中でぐるぐるとめぐりました。

司会者：2番の方が御担当された事件は、被告人が恨みを持った人を刺そうと思ったら、人違いで全然関係ない人を刺してしまったという、被害者からしたら全く関係ないということもあって、余計にその辺りのギャップというものを感じられたのでしょうか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：分かりました。では3番の方をお願いします。

裁判員経験者 3：私は、最終的に判決を出したときに、被告人あるいは被害者の方が納得するかどうかというのは一番気になりました。どちらも多分納得はしないのかなという気はしたんですけども、でもある程度納得してもらえる裁判にしないといけないなということを一番思いました。そういう意味では、法廷に入ったときから、そういうふうに見てもらえるような裁判員でないといけないなと思いました。だからできるだけ積極的に質問をして、ただ単純に検察官から述べられることと弁護人から述べられることだけを聞いて終わってしまうような感じにはならないようにしました。いわば素人を6人並べて罪を決めるわけですから、被告人からも、何であんたらみたいな人に裁かれなあかんねんと、そういうふうな目で見られないように何とか努力はしようというふうに思ってきました。最終的にその判決までしか結果は分からないんですが、その後、控訴をしたんだろうかとか、そのまま刑を受け入れたんだろうかとかとい

う情報があればもっと分かりやすかったかなという気はしました。

終わってみて思ったことは、裁判員裁判に何を求めているのかなということです。これは何か新聞で読んだような気がするんですが、スピード感ですか、早く判決まで至るよというのと、それと一般市民の市民感情というのか、何かそういうものが裁判に生かされないといけないのかなということを、当時は全然頭になかったんですが、終わってから、今考えさせられています。

司会者：ありがとうございます。

3番の方が御担当された事件は、強盗とか強盗致傷とか恐喝を連続して行った事件です。それを共犯でやっていたということで、被害者の方もたくさんおられるし、被告人の仲間もいるし、そのようなことをいろいろとお考えになったんでしょうか。

裁判員経験者3：特に20代前半の若い人が主犯で、あとは少年が絡んでいたもので、少年はもちろんその裁判に出てこないですし、そういう意味ではちょっと複雑な裁判でした。

司会者：ありがとうございます。では4番の方お願いします。

裁判員経験者4：自分としてはいろいろ経験を増やしていきたくかったので、裁判員ができたらいいなと思っていました。機械で自動抽選ですか、別室で待っていて「あなたは当選です」というふうな形だったと思うのですが、あれは目の前でやっていただいた方がより信憑性があるという感覚はちょっと持ちました。それで参加させていただいた印象としては、非常になるほどと思うことがいろいろありまして、証拠に基づいて事実関係のみで審理するということが改めてよく分かりました。また、想像では判断できないということが極めてよく分かりました。一方で、実際には複雑な専門性のあるキーワードが非常にたくさん出てくるので、これは裁判官の方、あるいは弁護士の方、検察官の方という専門の方に任せた方がいいという部分もありつつ、裁判員制度がある上で、その裁判員になった当事者としては、ある程度の専門性を事前に入手した方がいいんじゃないかなという印象を持ちました。

例えばなんですが、抽選で選ばれたところで、起訴とはどういうものなのか、守秘義務というのはどういうものであるか、あるいは冒頭陳述とは、とか、そういったキーワードに対する事前資料みたいなものがあつたら、我々審理する立場としてはもう少し入り込めたのかなという印象があります。それはなぜかといいますと、実際そこで裁判官の方に説明を受ける時間があつたので、それがある程度資料のレベルで手元にあれば、我々がもう少し早く理解できていたのかなという気がした次第です。それと、かなり時間がかかっていたかなというものがあつて、実際問題、事件が起きてから起訴になって裁判員裁判にかかるまでの日程が、何となく一般感覚でいうと、え、そんなに前の事件を今やっているのという感覚がありました。それと裁判員裁判の日程においても、裁判員に対する事前説明は、我々としても非常にためになったのでありがたかったんですけども、トータルでの時間短縮という意味ではちょっとロスにつながっていたのかなという印象がありました。大きな感想としてはそういったところがありました。

私が担当した事件というのは強制わいせつ致傷事件でした。裁判員経験者3番の方もおっしゃられましたけれども、量刑が決まり、その後控訴したのかどうかということがすごく分かりにくいので、そういった情報も含めて、もう少し一般にフィードバックできるような機会がなければいけないなと思って今回参加した次第です。

司会者：ありがとうございます。では5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：5番です。担当した事件は、生後数か月の自分の子供に対する傷害致死の事件です。裁判の様子というのはテレビとかニュースとかでも見ることがあるんですけども、上に座るといのはもちろん初めての経験で、そこで目にした検察官の資料の多さにまずびっくりしました。すごく分厚いファイルがたくさんあつて、でもこの件のこれはといたらばつとそのファイルの一つ取ってばつと出てくるので、どこに何が入っているのかすごく頭に入ってるんだなと思ってすごいなと思ったんですけど、それをよくよく考えると別

にそういうのはパソコンで出した方が早かったし荷物にもならないのになって一瞬思ったりもしました。でも逆に裏を返せばそれだけ膨大な資料があるということは、今まで1年以上かけてすり合わせをしてこれでいきましょうというところまで至った、その証拠がたくさんあるってということなんですけど、やはり私たちは一般市民ですし、配られる資料というのはすごく分かりやすくまとめられていて、数枚の資料で数日間でそれを私たちが判断しないといけない、しかも初めての経験であるというところですから考えることがたくさんありました。

私は割と真面目な性格ですので、まず裁判員裁判制度とはというところから自分で学習して、そういう裁判を受けた人のブログを3年分全部読みましたし、今まで経験をするまでは留置所、拘置所、刑務所の違いというのもよく分からなかったんですけども、今は人に語れるぐらいの知識を持つことができました。やはりこういうことを経験して自分で知識を持って、そして上から座って被告人、被告人の家族、被害者の方というのを見るに当たって、やはりこういう犯罪が起こらなくて、こういう裁判をしなくてもいいような、そういう社会にしないといけないなということを痛感いたしました。

司会者：ありがとうございます。

それでは今日のテーマを説明いたします。今日のテーマは二つありまして、一つは量刑事情に関する検察官、弁護士の主張立証活動及び量刑に関する評議の在り方について、それからもう一つのテーマは守秘義務についての御感想や御意見です。

休憩までの間に、特に公判審理の話、量刑事情に関する弁護人や検察官と実際の活動についての御意見を中心にお聞きできたらなと思っております。

1番の方の事件は、拉致監禁した上で強盗をしてけがを負わせたという事件だったんですが、検察官の冒頭陳述メモが1枚、弁護人の冒頭陳述要旨がA4サイズ2枚、裁判の始めの辺りにこれらに基づいてそれぞれの主張がなされたと思うのですが、これを御覧になって、これはこういう事件なのかとか、刑を

決める点でこういうことは考えなければいけないんだとか、何かその点について感じられたことはありますか。

裁判員経験者 1：そうですね。ものすごく丁寧にしてくださったので、これがなくてもよく分かりました。複数の方が事件に関わっていて、ほかの方たちはもうおよそ刑が決まって、その最後の一人についての裁判でしたから、何か始めはややこしかったんですけども、すごく丁寧にしてくださっていたのでよく分かりました。

司会者：特に共犯者もたくさんいるので、この事実関係を頭に入れるのも結構大変だったのではないのでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。

司会者：冒頭陳述メモ自体は、裁判のときにお手元に配られたと思うのですが、どうですか。

裁判員経験者 1：ありましたね。これを見て話をしました。

司会者：弁護人の方の冒頭陳述要旨はどうですか。検察官はかなり図を使っていますけど、弁護人は項目が上がってるような形の書き方で、大分スタイルが違うと思いますが。

裁判員経験者 1：そうなんですね。スタイルも違うんですけども、自分自身の受けた印象としては、言葉は悪いんですけど、もたもたしたってというようなところもありますし、言葉の関係もあるのかもしれないんですけど、余りはきはきとものおっしゃる方じゃなかったんで、大丈夫なんだろうかということも正直ありました。すみません。

司会者：そういう厳しい御意見もこれからもお聞かせいただけたらと思います。

では次は2番の方にも同じように、この冒頭陳述の紙とか、紙だけではなくてそのときの検察官や弁護人の説明の仕方とかですね。そういうことも含めて何なりと御意見をお願いします。

裁判員経験者 2：そうですね。裁判官さんの別室での最初のやりとりは親切丁寧に分かりやすかったんですけど、1番さんと一緒に実際に裁判になったときの

弁護士さんがちょっと、もうちょっと滑舌よく、この人を守るんやというような感じで説得力があるような発言やったら良かったんですけど、それを感じられなかった。それに対して検察官の方は、こういうことでこういう悪いことをしたんやとずばりと言われるんでね、どうしてもそっちの方に傾いてしまうのかなっていう気はしました。そんなところですよ。

司会者：ありがとうございます。では3番の方をお願いします。

裁判員経験者3：私の事件は、先ほど言っていたように複数の事件を数人で行った事件で、この日程のところを見ていただいても分かるように、検察官が丸1日ずっとしゃべっていたという日が1日ありました。何件も順番に話されるんで、今の記憶ではこの1日に、疑問に思ったところはちょっと書いたりしながらひたすらメモをしてたような記憶があります。ただ、この検察の方のこの1枚目とその次にある2枚目の図とかは割と分かりやすく整理されていました。一つずつに具体的な名前をつけてもらいながら、その事件名で話し合ったりとかいうことで、裁判をやっていく中で、この事件がこうだったんだなというのが、どの事件がどれになるかっていうのが、1日中説明されてもなかなか分かりにくくて、最初はすごく混乱しました。時間はかかるんですが、1個の事件があって、この1個の事件に対して証人を呼んでいただいたりとかした方が良かったんですけど、担当する事件を全部説明された次の日に、何番目のこの事件の証人を呼びましたということがありました。

全部の事件に証人を呼んでないので、なかなかその辺を頭の中で整理するのが難しかったです。3日目、4日目ぐらいになってくるとだんだん自分の頭の中も、話し合ったりする間に何となく整理がされてきたというのが事実でした。事件をやったやってないで争いがなかったのも、弁護人の方からの資料をそれなりに加えていけてたんかなという気はしました。

司会者：そうしますと、事件はたくさんあるけども、名前もつけてあったし、配られた紙は分かりやすかったけれども、でもそもそもやはり全件を一度に聞くと混乱しがちだったという御感想で、全件を1日ではなくて何件かずつに分け

るとか、証人尋問と一緒にある事件について何か証拠資料を聞いて、あと引き続き証人尋問をやるというようなことは今回はちょっとなかったんですね。

裁判員経験者 3：ちょっとなかなか整理がつきにくい事件だったと思います。

司会者：分かりました。では4番さんお願いいたします。

裁判員経験者 4：強制わいせつ致傷ということで検察官の冒頭陳述メモが、他の裁判と多分同じだと思うんですが、そんなに難しくはなく分かりやすく表現されていたと思うんですが、一方で、この事件の中には当然裁判員としては気になることがありますて、争点になると思われる部分に関して詳しい説明がありませんでした。

検察官の方としては、裁判の方法論としてあえて説明をしなかったというのがあるのかもしれませんが、そういった辺りが、初めての裁判員を経験した者からするとなぜなんだろうという疑問が生まれてきていました。一方で、弁護側の方は、具体的に強制わいせつの犯意がどこで芽生えたのかというところに絞り込んでされていたんですけれども、その辺りはちょっと説明に説得力が少し乏しかったのかなという印象がありました。

司会者：冒頭陳述についての感想としては、弁護人としては犯意は初めはなかったんだと、途中で出たという。そういう御主張なんですね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：審理の始めくらいから、弁護人の主張はそういうものなんだなというのは分かったんですか。

裁判員経験者 4：分かっていたんですが、被告人がその辺が曖昧になりまして、それでもう一度確認をし合ってくださいというようなことがありました。あれはハプニング的にはあるのかなという気はしてたんですけれども、実際に被告人がどういうふうに証言するかというところで、弁護側も、予定と違っていたのかなという空気感はよく感じられました

司会者：分かりました。ありがとうございます。

では5番の方お願いいたします。

裁判員経験者 5：すみません。さっき最初にブログを3年間読みましたというのは、今回の事件に関しての被告人とかのブログではなくて、全く関係のない人の裁判を経験したっていうブログなので、今回のとは全く関係ないです。一応訂正というか確認でお伝えしておきます。

この裁判が始まって検察官の最初の資料がすごく見やすく、1枚にまとまっていてとても分かりやすかったです。検察官はそういうキャラを作っておられるのかもしれませんが、常に上から斜めからにらむような感じで、大きな声ではきはきと言ってにこりもしない、みたいな感じで、被告人のお母さんとかにもすごくがらがん言う感じで、お母さんが逆ギレするみたいになったシーンもあって、多分この人たちでは被告人をフォローできませんよっていうのを見せたいのかなと伺えるような感じはしましたけど、すごくきはきと話されていたなというような印象はありました。

弁護人の方なんですけども、国選弁護人を雇われてるのかなって思って、この人はもしかして弁護人だけど味方してくれないのかなっていうふうに思った瞬間がずっとあったんですけども、最後の求刑を決めるに当たってというので、最後にまた同じような紙が配られるんですけども、検察の方はもちろん長いですから目を落としながらこっちを見たりとかしながらお話をされるんですけども、弁護人の方は一切資料を持たずに一言一句間違えることなく全部資料を読み切ったんです。そのときにすごく感動して、途中でこの人はもしかして国選弁護人だからそれほど守ってやろうという気もないんじゃないかとか一瞬でも思ってしまったんですけども、この人なりにすごく一生懸命この人のことを考えてやってきたんだなっていう、覚えるのにもすごく時間がかかったと思うんです。私も全部目を追いましたけども一言一句間違えなかったんです。それも前に立って後ろに手を組んでずっとと言って、こっちを向いてずっとしゃべっておられたので、何かそのときにこういう弁護士さんに頼んだらいいんだろうなっていうふうに思いました。

司会者：ありがとうございます。

国選弁護人の話があったので、弁護士の方から、国選だから何か違うかどうかというような話を聞いてもいいですか。

安田弁護士：国選と私選あるんですけども、国選と私選で何か差をつけるっていうのはないですね。結局我々の仕事としては法廷での活動でできるだけ被告人にとって納得いくような、利益になる判決をいただくというのが仕事になるんですけども、私選やったらここまでやるけど国選やったらここまでしかやらないっていう線を引くことはできないし、仮にそこで線を引いてしまうと、それは弁護士としてちょっと何か問題が発生したりということもあるので、一般的には国選だからとか私選だからとかで差はつかないとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。特に冒頭陳述とかそのほかの活動も含めてお話をお聞きしましたけども、検察官からもう少しお聞きしたいという点があればどうぞ。

杉田検察官：検察官としても、最初の冒頭陳述メモというのは、最初に行うものですから、これでどういう事件か検察官の主張を分かってもらおうということで、かなり時間と労力を注ぎ込んで、結構力を入れている部分です。最初に配られる冒頭陳述メモっていうのはその冒頭陳述が行われているときにメモを見ながら聞くのは当然だろうと思うんですけども、その後、実際に証拠調べが進んでその最中とかあるいは評議が行われている最中に、冒頭陳述メモがどれぐらい活用されているのかなというのを聞きたいと思います。その冒頭陳述メモでは、どこまで情報を盛り込むのかというのが結構悩みどころでして、いっぱい情報を盛り込めば詳しくなるんだけど、情報が多過ぎてかえって分かりにくくなるんじゃないかという部分もありますし、その辺、御担当されたときにはその冒頭陳述メモが分かりやすく適度な情報量だったのか、あるいは少ないと感じたのか。4番さんは分からない部分がちょっとあったと言われましたけれども、少ないと感じた部分があるか、あるいは多過ぎると思った部分があるのか。その辺りもちよっとお聞かせいただけたらと思います。

司会者：では1番の方どうですか。まずこれを配られて見た後、その後も活用し

たかどうかとか、あるいは情報が多過ぎるかどうかとか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：自分自身でもメモをとったりしておりましたので、これが多過ぎると思って添え書きしたりした記憶がありますが、私はこれで良かったと思います。

司会者：では2番の方いかがですか。

裁判員経験者 2：私的には見やすかったかなと思います。争点というか、殺意とはという定義づけ、素人は分からないので、それをはっきりと文章の中で見やすく書いてあって、殺意とは何かというのが分かりましたので、分かりやすかったです。それに比べて弁護士さんのは、もう文章がずっと書いてあるだけなのでちょっと説得力に欠けたかなという印象でした。

司会者：その後、冒頭陳述が終わった後もこのメモを見たりというのはありましたか。

裁判員経験者 2：はい。事あるごとに争点である殺意というものの定義づけをもう一回考え直して、被告人は包丁が危ないというのも分かっておきながら、何でそれを現場に持って行って人に向けるんだというので、そこでまた殺意というのとまた結びつけて、というのが何回もありました。

司会者：分かりました。3番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：事件がいくつもありましたので、これ以上コンパクトにするのは無理だろうなというぐらいの書き方だと思います。本当は、もっと中身がいろいろ車の中でどうした、ああしたとかいうことがあったんですけども。最後の方まで、これは見ていたと思います。やっぱり複数の事件を仕分けするのに、一番分かりやすいのは、これだったなというふうに思います。

司会者：4番の方、お願いします。

裁判員経験者 4：冒頭陳述メモは、かなり活用させていただいたと思います。それから重複になりますけれども、審理の流れでいうと、なぜというところをそこにあえて記載がなかったことに逆に意図が感じられたというか、書かない意図を何か受け止めてしまいました。その後は、やはりメモを中心に、その他の

事実関係は、特に活用させていただきました。分かりやすかったと思います。

司会者：5番の方，お願いします。

裁判員経験者5：記憶では，最初に見たのは，カラーですごくよく分かりやすく
て，でもこういう資料って家には持ち帰れないので，置いて帰るんですけど
も，もちろん私もメモをとっておりましたし，自分のメモを見返すということ
もあったんですけども，たしか冒頭陳述メモは，見返すことは余りなかった
というぐらいみんながその事件のことを頭に入れて評議に臨んでいたというふ
うな認識をしています。なので，これは本当はカラーなので，すごく見やすく
て分かりやすく，最初にいろいろ納得するという意味では，すごく良かった
と思いますけれども，恐らく多分使っていなかったかなと思います。

司会者：今，手元にある冒頭陳述メモを見ると，お子さんの傷害致死の事件で，
まず家族関係が書いてあって，それから大まかな出来事が時系列的に書いてあ
って，その後，犯行状況の当日のことについて時間を追って書いてあるという
構成ですけども，こういう構成はいかがですか。

裁判員経験者5：すごく分かりやすいと思いますし，やはり字だけで来られる
と，しかも白黒だったりすると，多分余り心に残らないと思うんですね。やは
り図とか，そういうものを使った方が心には残ると思うので，だから見返すこ
ともなく，コンパクトにまとまっていて分かりやすかったと思います。

司会者：分かりました。

じゃあ，次は，弁護士の方から質問があればどうぞ。

安田弁護士：3番の方にお聞きしたいんですけども，2日目，検察官証拠，書
証の取調べがずっと1日あったんですけども，これは全ての事件の書証の取
調べをこの日にやったということなんですか。

裁判員経験者3：多分そうだったと思います。最初冒頭陳述があって，概要を全
部検察官が述べられますよね，それに対して争いがある部分について，弁護士
の方からもあって，その後からずっと1件ずつに対する事件がどんな様子だっ
たかとか，車の写真とか，何かそんなものが出てきたんじゃないかなと思

うんですけれども、その1件ずつについて全部の場所がこんなところでとか、地図はこの辺りでとかいうようなことを、この全件について1日お話しされたと思います。

安田弁護士：その取調べの順番で、例えばこういう順番にした方が分かりやすかったとかいうのは何かありますか。

裁判員経験者3：一番思ったのは、例えば1番の事件で証人を呼んでいるんだったら、その1番の事件の調べがあった後に、その証人を呼んでいただけたら、もっと事件の概要が一致するんじゃないかなという気がしました。

安田弁護士：分かりました。ありがとうございます。取調べ書証の朗読を1日やっているわけですけれども、どうでしたか、感想としては。

裁判員経験者3：そうですね、もう何か、まだ裁判員になって2日目、とにかく必死で何かメモをしながら、こうやったな、ああやったなということ。しかも一遍に何件もありますので、それらの事件を自分の頭の中で整理するのに、すごく時間がかかったなというふうに思いました。

安田弁護士：割と大変な感じだったんですか。

裁判員経験者3：大変な感じでした。ただ、検察官は、とうとうとこの1日をしやべりきったのは驚きました。

安田弁護士：分かりました。ありがとうございます。

谷口裁判官：すみません、1点質問させていただいてよろしいですか。

司会者：どうぞ。

谷口裁判官：今、冒頭に当事者から配られた書面は、おおむね分かりやすいし、その事案の概要を見返すという面では活用されている方もいますし、それを見ただけで十分事案の内容を頭に入れられて審理に臨んでいただいたというようなことも分かったんですが、今回のテーマになっております量刑について、事案の概要についてはよく分かったということですが、最終的に審理している事実が有罪となったときには、裁判員と裁判官とで量刑を決めることとなりますが、量刑についても決めるんだよ、そのときに当事者が量刑について

は、これからどういった事情を立証しようとしている、または審理の中で問題にしていくというようなことは、この冒頭陳述だとか、また審理の中では、分かりやすかったんでしょうか。事案によって、どんな事件だということについては、皆様は非常に理解をされた上で審理に臨んでいらっしゃるということは分かったんですけれども、じゃあ、今日のテーマである量刑のところはどうなんでしょうかというところがございましたので、この点何かお気付きの点があったらお聞かせ願いたいと思って質問させていただきました。

司会者：では、5番の方、お願いします。

裁判員経験者5：量刑をつけるというのは、もちろん初めてのことなので、どういふふうに進んでいくのかというのは、最初の時点では全く分かりませんでしたし、最後に論告求刑が出てから分かるものだというのも最初にお聞きしていたので、最後の最後まで検察が何年と言ってくるか、弁護人が何年と言ってくるかは分からない。その中で自分たちがどう考えるかというところが毎日やっぱり自分なりにいろいろ考えていたということがあるんですけれども、裁判官は、裁判員の方たちは勉強してこなくていいですよ、私たちがちゃんとそういうこともレクチャーしますから安心してくださいというような形で、どういふふうにか裁判の量刑が決めるのかというのを一つ一つ丁寧に教えていただきました。これは守秘義務になるので、私の思いとかはここではお伝えできないんですけれども、最初は量刑というのが全く何年と来るか分からないけど、本当にふたを開けてみたら、最後にこういうふうな決断になるんだというのが分かりました。うまく言えないんですけれども。

谷口裁判官：そのことで、最後に求刑とか、論告弁論で検察官としてはこういう量刑が適当だ、弁護人としたらこういう量刑が適当だというのがあって、それを踏まえて、審理の結果で御判断していただくんですけれども、そういったときに、最後の参考になるのは、最後に出てくる、何年だという具体的な意見ですけれども、それまでにどういったことを重視して検察官と弁護人は、量刑というか、求刑の意見とかを言いますよということについて何か意識されたよう

なことはありましたか。

裁判員経験者 5：私が担当した裁判の方では、被害者となったのは、被告人の息子さんでした。そのお母さんが裁判に参加されていたんですね、衝立てをされて。私たちはお母さんの表情とかをすごく見ているわけなんです。お母さんは、一番重い刑でお願いしますという、もちろんそういう感情だと思うし、裁判員裁判というのも、そういう一般的な感情が大事だからということで入ってはきていると思うんですけども、だから傷害致死だったら3年から20年ですよというふうに最初にレクチャーを受けて、20年を超える求刑というのはあり得ないとか、いろんなことを教えてもらうんですけども、何年で来るかなというのは、正直分からなかったです。でも、検察は横に常に被害者のお母さんが、元奥さんですけども、ずっといたので、すごく重い刑を言うてくるのかなというような感じでは思っていたんですけども。

司会者：今までは冒頭陳述の話をお聞きしましたけれども、論告とか弁論で、要は法廷での最後の検察官の主張、弁護人の主張についてもお聞きしたいなと思います。特に、そこだと検察官の求刑もありますし、弁護人の刑の意見もありますし、その中でこういう理由ですという、刑をこうしてほしいという理由もいろいろアピールされると思うんですよ。その辺りのアピールで、こういうところが自分に印象に残ったとか、そういうことなども含めて、御意見、御感想をお聞きしたいなと思います。1番の方いかがですか。

裁判員経験者 1：5人いた中で、最後の方のことでしたので、それより以前の方たちの刑は決まっておりました。ですから、それも目安にはなりましたけれども、最後の方には、家族や雇い主が、被告人の更生に責任を持つというようなことを証言されましたので、ちょっとほっとしたところがあったんです。そういうことも踏まえての量刑でした。量刑に関しては、こういう場合には何年から何年ぐらいになるとかいう話もあらかじめ聞くことができましたので、良かったと思います。

司会者：これから監督しますという人がおられるかどうかというのは、やはり違

いますか。

裁判員経験者 1：大きいと思います。

司会者：基本的にはやったことの重い，軽いで決めるけれども，そういう事情も付随的に考えるんだという，その辺りの説明はありましたか。

裁判員経験者 1：はい，ありました。

司会者：ありがとうございます。では，2番の方，お願いします。

裁判員経験者 2：そうですね，たまたまビデオがあったので，その見方ですね。

これはとっさに動いたのか，殺意があって動いたのかとか。殺意があったから，こういうふうに動いた，いや，なかったらこういうふうに動かなかっただろうというのが一目瞭然で分かりました。

司会者：まさにそれは，防犯ビデオで犯行状況が映って，刺すところが映っていたんですね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：弁護人の弁論を拝見すると，1枚ずつと殺意の話が書いてあって，情状で，執行猶予を求めると書いてあるわけですがけれども，今回は殺意の話が多かったから，今回の弁論は量刑に関しては余り書いてなかったんですか。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：分かりました。3番の方，お願いします。

裁判員経験者 3：被告人になる方は2人並んで裁判を受けられていて，お互い主張があって，そこでは食い違っていたりしていたんですけれども，お二人とも，非常に真摯に犯罪を受け止めて，反省している様子をよく伝えられたと思います。その部分と，それから両被告人の両親が最後に情状証人で出てこられて話をされるという点で，いろんな罪の部分等含めて，その辺りをどういうふうに量刑に反映するかというところが一番難しかったところかなと思います。しかも若い2人ですので，ある意味反省して更生する可能性もあるし，逆の場合も起こり得るような年齢だったと思います。そういう面で非常に難しい裁判だったと思いますし，それから若い人にとって，やっぱり8年や9年や1

0年やという、たった1年ぐらいの違いですけれども、1年というのは結構長いなというふうには感じていました。だから、そういう面で悩みましたけれども、最初に裁判官の方が控室なんかで量刑についての説明とか、いろんなことをしていただいたので、最終的にはこういう結果になったのかなというふうに思っています。

司会者：まさにおっしゃった辺りが今日のテーマの非常に大事なところでして、反省もしているし、監督もあるし、更生に期待したいなという気持ちがあるのと半面、やったことが重くて厳しくしなきゃいけない、それをどのように考えていくかという辺りは、3番の方がおっしゃったようなことは、裁判員みんなもそういうような感じで受け止めて、悩むべきところで悩んでおられたという感じでしょうか。

裁判員経験者3：実際には皆さん悩んでおられたと思います。

司会者：ありがとうございます。では、4番の方お願いいたします。

裁判員経験者4：私が担当した裁判でいいますと、今のお話の中に出てきたように、被告人の方のお父さんの証言がありまして、社会復帰するために監督をするという話ですとか、既に専門機関での治療に通っているですとか、そういった弁論がありました。しかし我々には、専門機関に通っているということの重要性がなかなか最初分からなくて、弁護人の方に追加資料といえますか、追加説明をいただいたような形になりました。

その辺りは、弁護人がなぜ説明しなかったのかちょっと最初分からなかったのですが、そういう社会的に非常に意義のあるセンターに通う等、環境は非常に整っているということでありましたけれども、その被告人に対して、実際に量刑を決めるに当たっては、そう言いながらも実際に監督者がどこまで監督できるのか、本当に本人の反省につながるのかどうか、この先被告人が社会復帰できるためにはどういう判決がいいんだろうかということを十二分に考えさせてもらったのかなという気はしています。

安田弁護士：ちょっと1点いいですか。

司会者：どうぞ。

安田弁護士：今おっしゃった専門機関についての説明が不十分だったという点ですけれども、確かに我々法曹三者の間では、専門機関って、多分共通認識としてあると思うので、そこまで詳しく説明しなくていいという思いがあったのかなというふうな気はするんですけれども、おっしゃるとおり専門機関の中身、どういう処遇をするのかとか、あるいは実際そういうパンフレットだとか、あるいはその施設の人来ていただいて、どういう施設かというのを説明していただくというのをそこまでやった方が良かったのかなというふうな気はしました。

司会者：性犯罪だから性犯罪の防止をするような特別の専門機関だったんですね。

安田弁護士：そうですね。

司会者：今回は、実際の法廷では弁護人の立証活動はどのようなものだったのでしょうか。

裁判員経験者 4：そこに数か月に1回通い始めていますということと、既に何度か通ってケアを受けていますという事実を述べただけだったんですね。

司会者：通っているのは分かったけど、どんなことをやっているかが具体的に分からなかったわけですか。

裁判員経験者 4：そうですね。

司会者：貴重な御意見ありがとうございます。では、5番の方お願いします。

裁判員経験者 5：量刑の話になってしまうと守秘義務があるので一般的な話としてさせていただいてよろしいでしょうか。

司会者：お願いします。

裁判員経験者 5：裁判員裁判制度というところで見ると、やはり前例を飛び越えての逸脱したような量刑のつけ方をしてはいけないというような内容も見られると思うんですよね。例えば、すごい求刑超えをしたというような判例もありますけれども、ほぼほぼ求刑超えはしないのが通例であるというようなこ

とも見ました。それだったら裁判員裁判として一般の人が入る意味というのはどこにあるのかなというのが一般的な感想です。そうしたら、この人、前科あり・なしとかチェックシートみたいにつけて、ぱんとはじき出して、じゃあ何年で、みたいな感じを出せばいいんじゃないんですかという話なんですね。一般の人の感情をくみ取って、こういう裁判員裁判制度をつくるんだという原点というのは、そこにあるんじゃないかなと思うんですよ。だから今までが何年から何年です、だから何年ぐらいでという量刑のつけ方は、このケースに本当にふさわしいんだろうかという違和感をすごく覚えました。

一般にニュースを見ていても、例えば最近でも、認知症の方が小さい子をはねてその子が死亡しました、でもこの人認知症なので責任能力が、と言われたら、それで遺族は納得しますかという話なんですよ。でも、こういうのは全部前例としてあるわけです。それで、こういう事件だったらこうですよ、これよりも重いですか、これよりも軽いですかというのを見ていくわけです。だけど、今の裁判制度はそれでいいのかなというふうに思いました。

そうしたら裁判員裁判をしている意味というのは、どこにあるんだろうと。じゃあ、コンピューターに入れてやればいいじゃないかと思うんです。先ほどの方もおっしゃいましたけれども、前科1犯と前科10犯でどっちが重いでしょうかという話になったときに、前科1犯の人も、前科10犯の人も前科10犯の人だって前科1犯のときがあったわけですよ。なので、どこで何をどう食いとめるかとなると、それはすごく難しく、私には何もできるわけがないんですけれども、けどやっぱりそういう犯罪をすると、こうなるんだということを周知徹底して、やはり犯罪のない社会を目指していくためにも、何かこの前例だからとかいうのは、私はすごく自分の中ではフィットしませんでした。

司会者：まさに、今日はぜひその話をしていきたいなと思っていたところです。一旦休憩して、もう少し今の求刑や前例の話をお聞きしたいなと思います。

(休憩)

司会者：それでは、再開します。

5番の方からの今のお話が非常に本質的で大事なお話ですので、評議の進行の進め方というよりも、今の量刑の資料とか、量刑データを量刑でどう使うのか、それに従って判断していいのかという話をもう少しお聞きしたいと思います。5番の方は、先程おっしゃられた違和感は伝えた上で話をされたのでしょうか。

裁判員経験者5：そうです。それでも感じ方は人それぞれなので、それは私の個人の意見であり、みんなが同じ意見ではないわけですから、いろんな角度から見た上で、評決がされて、またしかるべきであると思うので。ただ、私の個人的な意見としては、裁判員裁判でこういう判決が出ましたというのを見るたびに、やっぱり違和感を覚えるところがあります。

司会者：5番の方が感じられたようなことを感じられた方はいらっしゃいますか。2番の方も感じられたんですか。

裁判員経験者2：はい。裁判員裁判は、今まで裁判所と民意、というか私たちが思っていたのとか離れているから、それを近づけようというので始まったと思うんですよ。なので今まではこれだったから今回もこれというんでしたら、どうかとは思いますが、やっぱり意見の幅はあると思うので、それなんかなどは思いました。

司会者：ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者3：難しいところだと思うんですけども、私たちが話をした量刑の中では、検察官の資料に書いてあったと思うんですけども、ものすごく幅が広い範囲の量刑が書いてありまして、しかも全く同じような判例がない中でスタートでした。例えば、死刑判決が出て、その後控訴されて覆って無期懲役になったとか、一人の方を殺めてしまった場合は、ほぼ死刑にはならないとか、何かそういうことが新聞紙上でも話題になるんですけども、そういうことではなくて、強盗傷害等をたび重なって起こした場合にどうなるかという知

識が全くないので、今までの判例に頼るしかなかったように思いました。

司会者：5番の方は、前例でなければ、刑を決めるときにどの辺りを考えた方がいいと思われませんか。

裁判員経験者5：私の考えでは、被害者は誰なのかということについて、もっと議論し尽されてもいいんじゃないのかなという感想を持ちました。例えば被告人は更生する意思があるとか、出てきたら親が面倒を見ると言ってますとか、奥さんもこういうところはひどかったとか、何かそういういろんな事情が出てきたんですけれども、被害者が生後数か月の子供だということろが忘れ去られていないかなど。被告人が更生するかどうか、そういうことももちろん議論されなければならないだろうし、量刑を決める上では、大事にはなってくるんだろうと思うんですけれども、一般的な感覚からすると、何の落ち度もない生後数か月の子供がいきなり命を奪われたことについてというのが、被害者の身になって考えてみたらどう思いますかという話なんです。

だから、もちろんその後に、実際に拘置所に入っていた人の体験ブログを読んだりとかして、こういうことが拘置所や刑務所の中ではあるんだということもブログ、紙上の面から見させてもらって、もちろん何年も入ることがいいとは思いません。しかも被告人は20代ですから、本来であれば一番楽しく元気よく活発に過ごせる時期を刑務所の中で過ごさないといけないということもどうということなのか、それはでも自分のしたことだから仕方がないと言われてそうなんですけれども、被害者の立場になってみて考えてみたらどうかなというのがすごく私の中ではありました。

司会者：今のテーマに関して、検察官は何かありますか。

杉田検察官：難しいですね。求刑のときにどういう示し方をするかというパターンはいろいろあって、例えば資料、過去の判例からすると何年から何年の間で、この事件ならこの辺りですよという、そういう説明の仕方をするときもあれば、そういうのに全く言及せずに、この事件の悪いところ、不利な情状、刑を重くしていく情状としては、こういうものがあります、こういうものがあり

ます、こういうものがありますというのを指摘するにとどめるような場合もあつたりするんですけれども、どちらが分かりやすいか、あるいは納得、説得的とかいう辺りで何か御意見ございましたら、伺いたいと思いますが。先ほど、5番さんの事件だと何年から何年の間ですよと、この事件なら何年ですよみたいなことが検察官の論告の中であったということですかね。それは検察官としては、一応基準というか、なぜこの求刑なのかというところの説明として、過去のものを持ってきているんだろうと思うんですけれども、それがいいのか、それとも過去の判例に特に言及することなく、この事件の不利な点を指摘して、あとは考えてみてくださいというスタイルがいいのか、どちらが説得的かという点で、5番さんの事件は、検察官がそういうスタイルだったということですが、ほかの事件で、検察官が求刑した、例えば4年と求刑してきた、5年と求刑してきた、その根拠が分かりやすかったのか、何でこれで5年なのか、よく分からなかったとか、その辺りはどうでしょうかという質問にさせていただきます。

司会者：そうですね、ちょっとそれはお聞きしてみたいですね。その辺りどうですか。順番に1番の方からお聞きしてもいいですか。

裁判員経験者1：先ほども申し上げましたが、5人のうちの最後の方のことだったので、その前の4人はもう決まっていると。それも少しは目安の中にあつたと思うんです。ですから、私のところでは、別に問題ありませんでした。ただ、今5番さんのお話を伺っていて、確かに何年から、こういう例は何年から何年ですと言われたときに、例えば9年が上のところを12年とか言った場合に、何かまた問題が起きて、何か蒸し返されることがあるんじゃないかなと、これは私が自分で勝手に思うことなんですけれども、そういうことがあつたり、また控訴するとかいうようなことが実際にあるのかどうかをまた逆に伺ってみたいと思います。

司会者：では、御質問が出たので、谷口裁判官どうですか、今の求刑より上になつたときに、後でどうなるかということについては。

谷口裁判官：これもなかなか難しい話なんですけれども、まず求刑は基準ではなくて、あくまで検察官の御意見なんですよね。もちろん検察官は、訴えを提起して、そして有罪についての立証責任を負われて、それは公益の代表者という立場でそれらを行っているので、その意見というのは、裁判所としては当然参考にはします。でもあくまで検察官の意見だから、評議の際に求刑を基準に考えてくださいということを言っているつもりはないし、多分どの裁判体もそうじゃないかなとは思っています。

あと、ただ、市民の声の反映といいますけれども、評議していただいて分かるように、市民の声もさまざまなんですよね。非常にいろいろあって、5番さんの事件でも、こんなたいけなお子さんがというところをどこまでどう捉えるかによってもかなり違ってきます。あと、民意がいろいろ違うということになった場合に、そのたまたまのところを捉えた民意でいくのが、果たして一般国民の民意になるのかどうかという問題もありますし、大体これぐらいのことをしたら、こういった刑罰になるというのが一つの社会の要請でもあって、ある裁判体ではこんなに重い罪になったけど、ある裁判体にいったらこんなに軽い罪になったというのは、やはり裁判を受ける側としては、それはそれで困るというところなんかもやっぱり裁判所として考えていきます。

ですから、そういったことも踏まえつつ最終的に求刑を超えないか、また求刑をそれでも超えた方がいいかとなって、求刑を超えた場合には、それはそれで、その裁判体の判断ということになります。ただ、あまりに自分の意見と違っていた側が控訴をされた場合、高等裁判所でもう一度判断する際に、いろんなことを考えると、ちょっと不適切かなというときには、やっぱりそれは違うんじゃないですかという判断をされることもありますし、裁判員と裁判官が一审で熟慮した上で、こういった判断をしたんだからということになった場合には、必ずしも求刑を超えた量刑をした場合でも絶対だめですと言われるものではないというふうに私は理解しています。

裁判員経験者 4：先ほど杉田検察官の方の質問に答えると、具体的にほかの判例

がこうだから、こういう形で求刑を求めますというよりは、やはり実際の、こういうことをしてしまったという事実関係を積み上げてもらって説明していただいた方が、私はいんじゃないかなと思いました。

多分判例がこのぐらいなのでという話を最初から持ってこられると、実際の事件の内容が非常に分かりにくくなってきて、それはそれで冒頭陳述とかは事件の内容を裁判員が判断するという時間に当てて、そこからだんだんと、じゃあ実際に被告人に対してどういう刑罰が必要なんだというふうな頭に切りかわっていく、今の流れとしては私はそんなに不適切じゃなかったのかなという印象があります。

司会者：5番の方は、検察官や谷口裁判官の話もお聞きになっていかがですか。

裁判員経験者5：本当におっしゃるとおりで、民意はそれぞれです。それはすごく感じました。この裁判チームだから軽かった、この裁判チームだから重かった、そんなことがあってはいけないというのも、もちろん理解できました。

ただ、私がいつも、もっともっと前からすごく違和感を覚えているのが、例えばこういう形で強く揺さぶったら死んでしまいましたと。でも、判例によると大体何年くらいですというのはおかしいというふうに思っています。

やっぱり亡くなっているということ、全ての可能性があったのに、この子は数か月で全てをつぶされた。それを奪われた。お母さんが一緒に検察官と来ていたわけですが、もちろん被害者が来れるわけもなく、亡くなってますし、生後数か月ですし、そんなときに、これは何年から何年ですと言われても、やっぱりしっくり来ないというのがあります。

抑止力というんですか、人を傷つけちゃいけないんだというようなことを、みんながこんなことをしたら本当に刑務所に行って、大変な目に遭うよとか、本当に一人でも人を殺してしまったときに死刑になっちゃうかもしれない、だから、やっぱりそういうことをしないように十分日ごろから気をつけようというふうに思うようにならないと、ああ、こういうことがあっても、何か8年ぐらいとか5年ぐらいで出てこれるらしいよというようなことでは、逆に困るん

じゃないのかなというふうにも思います。

谷口裁判官：被害者というか、そこに実際に来てない、亡くなったお子さんのことについて、やっぱりそこにいないからちゃんと考えられているのかどうかというところもありますし、先ほどからお話を伺っていると、裁判員裁判を通して、実際にこういう裁判をしなくてもいいような世の中になってほしいとか、こういうことをすると、これだけの刑罰が科されるということも、ちゃんとみんなに分かってもらった上でというか、みんながなるべく納得するような形で刑罰が科されるようになってほしいというお考えがおありだから、そういったところでは、これだけのことをしたら、これだけのことをされるんだよということで、こういった犯罪がなくなってほしい、裁判がそういう役目を果たしてほしいというお考えがあつての御意見だというふうに理解してよろしいでしょうか。

裁判員経験者 5：ハムラビ法典というのが、目には目を歯には歯をというのがあるんですけども、何かそれについて詳しく書かれていたブログがあつて、それはどういうことかといったら、目をやられたら目をやり返せということなんです。逆に言ったら、これ以上はやり返すなということなんです。なので、先ほどのお話にもあつたように、この人は刑務所から何年かして出てきたら、お金払う気ありますと言っても貧困のために払えなくて補償もできませんよ、だけど、この人は一生背負わなければならない障害を背負って生きていくんだとなったときに、この不公平感というのがあるじゃないですか。だから、本当に昔の人はよく考えたもので、目には目を歯には歯をというのは、同じ目に遭うからそんなことはしちゃいけないという、抑止力が効いていたのかなというふうに思うんです。

だから、やられたらやり返せじゃなくて、こういうことをしたら、こういうことになるんだ、だからしてはいけないんだよというところの教育というのを、私たちは裁判員裁判に参加して、すごく深く考える機会を持ちましたが、こういうことはもっともっと多くの人が知らないといけないと思いました。で

もやっぱり機会がある人というのは少ないと思うんですね。だから、裁判というのはこういうものだということを、もっともっと広げていってもらったかなというふうに思います。

司会者：お聞きして、刑罰は何のためにあるんだろうというのを、改めて考えなければならぬと思いました。

安田弁護士：今の件に関して、これは私独自の意見ではあるんですけども、おっしゃるように、求刑を超える判決を裁判員裁判で出すというのは、当然あり得ることだったと思います。今まで裁判員裁判が施行されて8年になって、裁判員裁判の自由度というか、裁判員がどれだけ自由にできるかというのは、何となく波みたいなのがあって、割と初期には結構自由にやっていて、地域によって違いが生じたりとか、上でひっくり返ったりとかも結構あったんですけど、最近は何となく自由というよりは、ある程度同じような、画一化が進んでいるのかなという気は、私も感じているところであって、例えば、量刑を決めるに当たって、例えば犯罪に関する事情が大枠にあって、一般的な情状、反省の情とか、いきさつとか、犯行後の事情とか、そういう一般的なことで微調整をするというような感覚の量刑のやり方だとすると、裁判官、裁判員にとっての自由度がないというか、幅が狭くて、何か余り国民の代表の方の意思を反映させるという部分と、そうかなという部分の疑問は正直あるところではあります。

その辺り、ただ逆に言えば、地域だとか、たまたまその6人の裁判員の選ばれ方だとかで、その量刑が変わってしまうというので不公平になるという部分は当然配慮しないといけないですけども、一方でそもそもの裁判員制度の趣旨からすると、裁量の幅というか、そういうのももう一度考えてみる必要があるかなというふうには思っています。

司会者：1番の方が最初におっしゃった、監督しますと言われたら安心するという辺りの事情は、刑を決めるための微調整なのか、もう少し大きく考慮する要素にしてもいいのかという辺りの感覚はどうですか。

裁判員経験者1：ただ、全く同じ内容で裁判にかかったということはないと思

ますので、それはちょっと難しいです。

司会者：もう少しお聞きしたいんですけども、だんだん時間が来ていておりますので、守秘義務の話をお聞きしてよろしいでしょうか。1番の方からお話しいただけますか。

裁判員経験者 1：それはあって当然だと思います。

司会者：2番の方、いかがですか。

裁判員経験者 2：そうですね、会社勤めをしているんですけど、社内で、選ばれたから休みますって言った途端に、みんなにそれ言ってもいいんかと言われました。私もそうんですけど、守秘義務に関してものすごく過敏というか、みんな何も知らないというのがあるので、もう少し守秘義務の範囲をみんなにレクチャーするとか、一般に知られたらいいのかなと思います。

司会者：3番の方、いかがですか。

裁判員経験者 3：守らなければならない守秘義務についてはいいのかなと思います。実際、裁判の中身については、その場で公開になっていていろんな方が来られているかと思っておりますので、評議の中身については守秘義務というのは当然かなというふうに思います。

司会者：4番の方、お願いします。

裁判員経験者 4：私も同じく守秘義務があるのは当然だと思います。ただ、何も事前に心構えがなく来られた方に分かりやすいように、資料に例えばマル秘マークをつけてもらうとか、何かそういったことをもう少しやっていただけたらいいかなという印象はあります。

司会者：5番の方、お願いします。

裁判員経験者 5：私も休むときに、みんなそう言われました。言ってもいいみたいというのは言いました。ただ、裁判長が、何を言ってもいけないのかということとちゃんと教えてくれました。この評議室の中で話したことは一切言わないでください、法廷の中で話されたことは、公開されているので言っても大丈夫なんですよということでした。こういうのは言ってもいいのかな、悪いのかなと

というのが、この場所で話されたことは公だから話してもいい、ここは評議室の中だからだめというのがちゃんと分かったので、困ることはなかったですし、皆さんと同じで守秘義務はあってしかるべきかなと思いました。

司会者：それでは、いらっしゃっている記者さんからも質問をいただきたいと思います。

記者：本日はありがとうございました。

1点、お尋ねをしたいのは、一番最初に3番さんの自己紹介のときに出てきた、控訴審のことについてですが、御自身が関わられた被告人が控訴なさったかどうかというのは、皆さん御存じなんでしょうか。

それから、控訴のことについて知りたいと思われるか。もう一度控訴審で審理されることについて、賛否両論あると思いますが、それについて皆さん、どのように考えておられるでしょうか。

司会者：では、1番の方、控訴されたかどうかは聞いていらっしゃいますか。

裁判員経験者1：確か最後のときに、もう控訴はしないというふうに聞いたと思いますので、この件に関してその後どうなったかということは、心ではあの人はどうしただろうというのは思いますけど、控訴したかどうかというのは分かっておりましたので。

司会者：控訴しないというのが分かったというのは、誰からお聞きになりましたでしょうか。

裁判員経験者1：誰から聞いたとかは、ごめんなさい。一応、本人がある程度の納得はして、本人も反省してたしということで、他の共犯者の方の判決も聞いてましたので、それでもう控訴はしないというふうに私は受け取っておりました。

司会者：2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：気にはなっているんですけども、どこをどう調べたらそれが分かるのかというのがちょっと分からなかったもので、特には動いてませんが、気にはなっています。

司会者：あと、自分たちの判決が控訴審でもう一回、再審理という形でされるということ自体についてのお気持ちとかはいかがでしたか。

裁判員経験者 2：やっぱりそのときはみんなで話し合っただけで出した刑なんで、それが控訴に、再審理になってたら、何が悪かったんだろうという反省点になるかもしれないですけども、そういう事例がなかったのも、もしなっていたら、もう一回考えていたと思いますけども。

司会者：3番の方、お願いします。

裁判員経験者 3：私は一番最初に言ったように、控訴しているかどうかは気になります。してたらしてたで気になるし、それは被告人側かそれか検察官側からかということも知りたいなと思います。

ただ、控訴すること自体については、これはもう当然、裁判を受けた人の権利であるし、そのときは、その裁判をしたときの裁判員と裁判官の評議は納得しているんで、それは仕方がないかなというふうに思っています。

司会者：4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私も控訴されたかどうか気にはなりますが、やはり自分からかなり積極的に調査しないと分からないと思うので、ちょっと不明です。

気にはなっています。実際もし控訴されたのであれば、それはそれで我々はやりきった感があったので、それは検察側か被告人側かどちらかにすごく強い意思が発生したんだろうなというふうに、割と割り切って考えれると思います。

司会者：5番の方、お願いします。

裁判員経験者 5：私たちの担当した被告人は、どんな罰でも受け入れますというふうに言っていましたし、弁護人の方もそう言われていたので、恐らく控訴はされてないと思います。

もし控訴されていたらということなんですけども、それはもちろん権利ですから、当然あってしかるべきだと思います。

司会者：それを高等裁判所の裁判官が判断すること、審査することについては、

何かお気持ちはありますか。

裁判員経験者 5：一般的な感覚として、私の個人の意見なんですけども、やっぱり高等裁判所で紙だけ見て決められる、判例に照らし合わせてとか、そういうのはきっとあるのかもしれないなと思いますけども、でも、裁判員裁判で出した答えが正解かもしれないし、高等裁判所で出した答えが正解かもしれないし、それはもう何が正解かというのは、あってないようなもので、だけど、やっぱり罪を償ってもらわないといけないというところの難しさというのはあると思うんですけども、そうですね、高等裁判所に行ったから正しい判決をされるんだというふうには私は考えていません。私個人の意見です。

記者：ありがとうございます。

司会者：何かもう少し、言いたいことがある方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者 4：私は裁判員の6人の中に入ったんですけども、補充裁判員の2名の方がいらっしゃるじゃないですか。あの方のポジションというのが、何か非常に複雑といたしますか、ちょっとやりにくかったんじゃないのかなというふうな印象を持ちました。これだけ裁判員の方の辞退率も上がってきているようですし、それを考えると、補充裁判員の方というのは、基本的には裁判員の方の健康状態だったりとか、不測の事態に対応するということだと思っんですけども、あの方々が実際に裁判所には入るけれども、評議の中では実際の1票には入らないというようなこともあり、ちょっとどうなのかなという印象を持ったんです。

司会者：それはもっとうるべきというのはありますか。

裁判員経験者 4：お一人だけにしておいて、お一人はどなたかの緊急に対応するようなメンバーとしていていただくという形で、逆にこういう会の話は世間にもう少し広まっていけば、あえて2名という形で経験者をふやす必要は、そんなに重視しなくてもいいんじゃないかなという。

司会者：なるほど、御意見として分かりました。

裁判員経験者 1：その続きで伺いますが、今ここにいらっしゃる方のところで、

補充の方が出席してきたという例があったのでしょうか。御健康そのもので皆さん、その日程を果たされていたのでしょうか。

司会者：皆様、どうでしたか。途中で裁判員の方が辞退された方、いらっしやいますか。

裁判員経験者 2：裁判員の方はなかったです。補充員の方が欠席されましたけど。

裁判員経験者 3：うちは全員欠けることはありませんでした。

司会者：5番の方の事件はどうだったんですか。

裁判員経験者 5：みんな元気に出席してたんですけども、今の話を聞いて、私も思ったんですけども、最後の票を入れられないんですよね。それはここまで一緒に審議をし尽くしてきて、もし万が一欠席があったときは、一からちゃんと聞いていた人がいるからということで、後ろでちゃんと話も聞いて、メモもして、きちんと参加しているのに、票を投じることができないというのは、補欠として何かあったときのための要員ですよというのは、ある意味ちょっと失礼だと思うので、今後やっぱり補充裁判員として出席された場合は、やっぱりその人も意見が言えるように1票を投じれるようにされるといいのではないかなと、4番さんの話を聞いて思いました。

司会者：貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、本当はもっといろいろお聞きしたいことも、もっと突っ込んでお話ししたいこともありましたけども、時間ですので、ここで終了したいと思います。本当に貴重な御意見ありがとうございました。非常に本質的なお話もお聞きして、改めてもう一回、量刑を考える、刑罰とどうやって向き合うべきかということも考えてみたいなと思いました。

本日はお忙しい中、貴重な御意見をくださりましてありがとうございました。それでは、これで終了いたします。

以 上